

## 付1 令和3年社会生活基本調査の概要

### 1 調査の目的

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。

### 2 調査の沿革

この調査は、昭和51年以来5年ごとに行われており、令和3年調査はその10回目に当たります。

平成13年調査からは、生活時間についての詳細な結果を得るために、「調査票A」及び「調査票B」の2種類の調査票を用いて調査しています。

### 3 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しました。

### 4 調査の期日

調査は、令和3年10月20日現在で実施しました。

ただし、生活時間の配分についての調査は、10月16日から10月24日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について行いました。

### 5 調査の対象

指定する調査区（全国で約7,600調査区、うち三重県は142調査区）内にある世帯のうちから、無作為に選定した約9万1千世帯（うち三重県は約1,700世帯）の10歳以上の世帯員約19万人を対象としました。

ただし、次に掲げる者は調査の対象から除いています。

- ア 外国の外交団、領事団（随員やその家族を含む。）
- イ 外国軍隊の軍人、軍属とその家族
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院）の被収容者
- オ 社会福祉施設に入所している人
- カ 病院、療養所などに入院している人
- キ 水上に住居のある人

### 6 調査事項

<調査票A>

- (1) すべての世帯員に関する事項

- ア 世帯主との続柄
  - イ 出生の年月又は年齢
  - ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
- 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
- ア 氏名
  - イ 男女の別
  - ウ 配偶の関係
  - エ ふだんの健康状態
  - オ 学習・研究活動の状況
  - カ ボランティア活動の状況
  - キ スポーツ活動の状況
  - ク 趣味・娯楽活動の状況
  - ケ 旅行・行楽の状況
  - コ 生活時間配分
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
- ア 慢性的な病気及び長期的な健康問題の状態
  - イ 日常生活への支援の程度
  - ウ 介護の状況
  - エ 就業状態
  - オ 就業希望の状況
  - カ 従業上の地位
  - キ 勤務形態
  - ク 年次有給休暇の取得日数
  - ケ 仕事の種類
  - コ 所属の企業全体の従業者数
  - サ ふだんの1週間の就業時間
  - シ 希望する1週間の就業時間
  - ス 仕事からの年間収入
- (5) 世帯に関する事項
- ア 世帯の種類
  - イ 10歳以上の世帯員数
  - ウ 10歳未満の世帯員数
  - エ 世帯の年間収入
  - オ 不在者の有無

<調査票B>

- (1) すべての世帯員に関する事項
  - ア 世帯主との続柄
  - イ 出生の年月又は年齢
  - ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況
- (2) 10歳未満の世帯員に関する事項
  - 育児支援の利用の状況
- (3) 10歳以上の世帯員に関する事項
  - ア 氏名
  - イ 男女の別
  - ウ 配偶の関係
  - エ ふだんの健康状態
  - オ 生活時間配分
- (4) 15歳以上の世帯員に関する事項
  - ア 慢性的な病気及び長期的な健康問題の状態
  - イ 日常生活への支援の程度
  - ウ 介護の状況
  - エ 就業状態
  - オ 従業上の地位
  - カ 勤務形態
  - キ 年次有給休暇の取得日数
  - ク 仕事の種類
  - ケ ふだんの1週間の就業時間
  - コ 希望する1週間の就業時間
  - サ 仕事からの年間収入
- (5) 世帯に関する事項
  - ア 世帯の種類
  - イ 10歳以上の世帯員数
  - ウ 10歳未満の世帯員数
  - エ 世帯の年間収入
  - オ 不在者の有無